

受講資格と受講料

山口県管工事協同組合連合会建機教習センター

特別教育 安全衛生教育

名 称	時間	受講資格	日数	受講料(円) (テキスト代・消費税込)
※小型車両系（整地等）3トン未満	13H	18歳以上の方	2	15,950
※高所作業車10M未満	9H	18歳以上の方	1.5	16,390
フォークリフト1トン未満	12H	18歳以上の方	2	16,060
※移動式クレーン1トン未満	13H	18歳以上の方	2	16,060
※玉掛け1トン未満	9H	18歳以上の方	2	12,760
※クレーン運転	13H	18歳以上の方	2	15,950
※自由研削といし	6H	18歳以上の方	1	9,350
刈払い機（草刈）	6H	18歳以上の方	1	12,100
※ローラーの運転	10H	18歳以上の方	2	15,510
※粉じん作業	5H	18歳以上の方	1	6,930
職長・安全衛生責任者	14H	18歳以上の方	2	14,190
※酸欠硫化水素危険作業	6H	18歳以上の方	1	9,130
※足場組立て等作業	6H	18歳以上の方	1	8,800
※フルハーネス型墜落制止用器具	6H	18歳以上の方	1	10,890
テールゲートリフター	6H	18歳以上の方	1	13,090
チェーンソー 補講 （伐木・大径木）	2.5H	18歳以上の方	1	4,950
チェーンソー（伐木・大径木）	18H	18歳以上の方	2	22,000

講習開始時間 9時00分（小型車両系建設機械講習 8時50分～開始・チェーンソー講習 8時00分～開始）

※ は、人材開発支援助成金（旧 建設労働者確保育成助成金）適用講習です。

特別・安全衛生教育は、受講者が10名以上の場合、臨時で講習を行うことができます（日程は要相談）。